

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. この水道工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福島市上下水道局が発注する水道工事、修繕工事及びその他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、これにより契約の適正な履行を確保するためのものである。</p> <p>2. 受注者は、共通仕様書の適用に際しては「福島市上下水道局請負工事監督規程」（以下「監督規程」という。）及び「福島市上下水道局請負工事検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制の下で、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15、福島市上下水道局会計規程（以下「会計規程」という。）及び福島市上下水道局工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づくことを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>4. 仕様書とは、各工事に共通する要件を記載する共通仕様書とその工事特有の要件を定めた特記仕様書を総称している。</p> <p>5. 共通仕様書とは、建設作業に必要な技術要件や工事内容などを定めたもので、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。</p>	<p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. この水道工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、福島市水道局が発注する水道工事、修繕工事及びその他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「福島市水道局請負工事監督規程」（以下「監督規程」という。）及び「福島市水道局請負工事検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15、福島市水道事業会計規程及び福島市水道局工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>4. 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事に規定される特記仕様書を総称している。</p> <p>5. 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容</p>

新旧対照表

<p>1-1-7 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、工事着手前に工事の目的物を完成するために必要な手順や工法などについての施工計画書を監督員に提出し、監督員と打ち合わせを行わなければならない。受注者は、施工計画書に従って工事を行う必要がある。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。</p> <p>また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記する。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 工事概要 2) 計画工程表 3) 現場組織表（工場製作にあつては工場組織表） 4) 安全管理 5) 主要機械 6) 主要資材 7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) 8) 施工管理計画 9) 緊急時の体制及び対応 10) 交通管理（ダンプトラックの過積載防止についても記載する） 11) 環境対策 12) 現場作業環境の整備 13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 （建設発生土の処分、建設副産物処理計画についても記載する） 14) 個人情報の安全管理 	<p>を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>1-1-7 施工計画書</p> <p>1. 受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出し、監督員と打ち合わせをしなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。</p> <p>また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事概要 (2) 計画工程表 (3) 現場組織表（工場製作にあつては工場組織表） (4) 安全管理 (5) 主要機械 (6) 主要資材 (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (8) 施工管理計画 (9) 緊急時の体制及び対応 (10) 交通管理（ダンプトラックの過積載防止についても記載する） (11) 環境対策 (12) 現場作業環境の整備 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
--	--

新旧対照表

<p>15) その他</p> <p>1-1-10 監督員</p> <p>1. 当該工事における監督員の権限は、約款第9条第2項に規定されている。</p> <p>2. 監督員がその権限を行使する際は、書面により行う。ただし、緊急を要する場合に監督員が受注者に対し口頭で指示を行った場合には、受注者はその指示に従うものとし、後日、監督員と受注者の両者が指示内容を書面により確認する。</p> <p>1-1-14 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に携わる場合、以下の要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>1. 受注者は、工事の全体にわたる企画、指導、調整を行う必要がある。</p> <p>2. 下請負業者は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者である必要がある。</p> <p>3. 下請負業者は、福島市上下水道局の競争入札参加停止等取扱要綱に基づく入札参加資格制限中の者でない必要がある。</p> <p>4. 下請負業者は、該当下請負工事の施工能力を持つ必要がある。また、下請契約を締結する際は、下請負に使用される技術者や労働者の賃金、労働時間、労働条件、安全衛生など労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</p>	<p>(建設副産物処理計画についても記載する)</p> <p>(14) 個人情報の安全管理</p> <p>(15) その他</p> <p>1-1-10 監督員</p> <p>1. 当該工事における監督員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。</p> <p>2. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p> <p>1-1-14 工事の下請負</p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 下請負業者が、福島市水道局競争入札参加停止等取扱要綱に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。</p> <p>(4) 下請負業者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</p>
--	--

新旧対照表

<p>1-1-15 施工体制台帳</p> <p>1. 受注者は、「福島市上下水道局元請・下請関係適正化指導要綱」(以下「指導要綱」という。)を遵守しなければならない。</p> <p>1-1-23 建設副産物</p> <p>4. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省事務次官通達平成14年5月30日)、「再生資源の利用の促進について」(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)、「発生土利用基準について」(国土交通大臣官房技術調査課長、平成18年8月10日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p>	<p>1-1-15 施工体制台帳</p> <p>1. 受注者は、「福島市水道局元請・下請関係適正化指導要綱」(以下「指導要綱」という。)を遵守すること。</p> <p>1-1-23 建設副産物</p> <p>4. 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省事務次官通達平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p>
--	--

新旧対照表

1-1-24 監督員による確認及び立会等

7. 段階確認は、以下の項目に基づいて行われる。

1) 受注者は、表1-1に示される確認時期において段階確認を受けなければならない。表にない工種については、県共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則表1-1段階確認一覧に従う。

表1-1 段階確認一覧

種別	確認項目	確認時期
指定仮設工	使用資材、高さ、幅、長さ、深さ、間隔等	設置完了時
管路土工	掘削幅、掘削深、使用材料、敷均し・締固め状況	掘削完了時、敷均し、転圧時
管布設工	弁栓類の設置位置	施工前
	連絡箇所的位置	
	位置、高さ、接合状況	布設、管接合時
	管路水圧試験	新設管の配管完了後
不断水工	施工日時	施工日時が決定した時
	試験水圧の協議	施工が決まった時
	切断片の確認	切断片が発生する時
異形管防護工	離脱防止継手等の設置箇所	配管変更の必要が生じた時
推進工		立坑築造完了時
重要構造物 躯体工(橋台) 橋脚フーチング		土(岩)質の変化した時 床掘、掘削完了時 鉄筋組立て完了時(埋戻し前)
	塗装工	清掃、鏽落とし状況
	使用材料、気温等	施工時

1-1-24 監督員による確認及び立会等

8. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

(1) 受注者は、表1-1に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。本表に定めのない工種については、県共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節総則表1-1段階確認一覧によるものとする。

表1-1 段階確認一覧

種別	確認項目	確認時期
指定仮設工	使用資材、高さ、幅、長さ、深さ、間隔等	設置完了時
管路土工	使用材料 敷均し・締固め状況	敷均し、転圧時
管布設工	弁栓類の設置位置	施工前
	連絡箇所的位置	
	位置、高さ、接合状況	布設、管接合時
	管路水圧試験	新設管の配管完了後
不断水工	施工日時	施工日時が決定した時
	試験水圧の協議	施工が決まった時
	切断片の確認	切断片が発生する時
異形管防護工	離脱防止継手等の設置箇所	配管を変更する必要が生じた時
推進工		立坑築造完了時
重要構造物 躯体工(橋台) 橋脚フーチング		土(岩)質の変化した時 床掘、掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
	塗装工	清掃、鏽落とし状況
	使用材料、気温等	施工時

新旧対照表

<p>1-1-26 工事完成検査</p> <p>3. 受注者は、工事の完成検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 各資材の受払い記録（資材納入書、伝票等）2) 工事履行報告書3) 設計図書で指示した工事材料以外の使用材料に関する資料4) 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェスト <p>1-1-56 水道工事に係る個人情報の取扱</p> <ol style="list-style-type: none">1. 個人情報を取扱う必要がある水道工事の施工に際し、情報管理の徹底を図り、情報漏えい等の事故を防止しなければならない。2. 適用範囲は、福島市上下水道局が発注する水道工事等の工事施工に必要な、個人情報が含まれる図書等（配水管網図、設計図面、竣工図、給水台帳等）を利用する工事とする。 <p>3-1-2 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書に特に定めのない事項については、下記の基準類に従わなければならない。ただし、基準類と設計図書で相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従い、疑義がある場合は監督員に確認を求めること。</p> <p>日本水道協会 水道施設設計指針 (2024年版)</p>	<p>1-1-26 工事完成検査</p> <p>3. 受注者は、工事の完成検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 各資材の受払い記録（資材納入書、伝票等）(2) 工事週報(3) 設計図書で指示した工事材料以外の使用材料に関する資料(4) 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェスト <p>1-1-56 水道工事に係る個人情報の取扱</p> <ol style="list-style-type: none">1. 個人情報を取扱う必要がある水道工事の施工に際し、情報管理の徹底を図り、情報漏えい等の事故を防止する。2. 福島市水道局が発注する水道工事等の工事施工に必要な、個人情報が含まれる図書等（配水管網図、設計図面、竣工図、給水台帳等）を利用する工事に適用する。 <p>3-1-2 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。</p> <p>日本水道協会 水道施設設計指針 (2012年版)</p>
--	---

新旧対照表

<p>3-2-9 残土処理工</p> <p>6. 受注者は、建設発生土を受け入れ地に搬入する前に、受け入れ地が盛土規制法や土砂条例、他法令による許可及び届出が行われているかなどを確認し、監督員の承諾を得なければならない。搬出後には搬出先事業者から受領書の交付を受けなければならない。</p> <p>7. 残土処理量が500m³を超える工事では、ストックヤード運営事業者を搬出先とし、改良土製造プラントにて再生処理を行うこと。建設発生土は搬出に先立ち定められた土質試験を実施し、土質区分を判定し、その結果を監督員に報告し確認を受けること。</p>	<p>3-2-9 残土処理工</p> <p>6. 受注者は、建設発生土の受け入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受け入れ地について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、実測困難な場合等には、これに代わる資料により監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>7. 受注者は、建設発生土受け入れ地については、建設発生土受け入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。</p>
--	---

新旧対照表

4-3-2 管・弁類の布設

7. 受注者は、ダクティル鑄鉄管の直管を使用して曲げ配管を行う場合は、監督員の承諾を得て、表4-1、表4-2、表4-3に示す「許容曲げ角度」の範囲内で角度調整を行わなければならない。また、管を曲げて布設する場合には、管を正常な位置で接合した後、徐々に所定の角度まで曲げる。

表4-1 NS形及びGX形の許容曲げ角度（※漏洩なく曲がり得る限界の1/2）

口径 (mm)	NS形			GX形				
	許容 曲げ 角度	直管1本当たり 許容偏位 (cm)			許容 曲げ 角度	直管1本当たり 許容偏位 (cm)		
		管長4m	管長5m	管長6m		管長4m	管長5m	管長6m
75	4° 00'	28	-	-	4° 00'	28	-	-
100	4° 00'	28	-	-	4° 00'	28	-	-
150	4° 00'	-	35	-	4° 00'	-	35	-
200	4° 00'	-	35	-	4° 00'	-	35	-
250	4° 00'	-	35	-	4° 00'	-	35	-
300	3° 00'	-	-	31	4° 00'	-	-	42
350	3° 00'	-	-	31	4° 00'	-	-	42
400	3° 00'	-	-	31	4° 00'	-	-	42
450	3° 00'	-	-	31	4° 00'	-	-	42
500	3° 20'	-	-	35	3° 33'	-	-	35
600	2° 50'	-	-	29	2° 83'	-	-	29
700	2° 30'	-	-	26	2° 50'	-	-	26
800	2° 10'	-	-	22	2° 16'	-	-	22
900	2° 00'	-	-	21	2° 00'	-	-	21
1000	1° 50'	-	-	19	1° 83'	-	-	19

4-3-2 管・弁類の布設

7. 受注者は、ダクティル鑄鉄管の直管を使用して曲げ配管を行う場合は、監督員の承諾を得て、表4-1、表4-2、表4-3に示す「許容曲げ角度」の範囲内で角度調整を行わなければならない。また、管を曲げて布設する場合には、管を正常な位置で接合した後、徐々に所定の角度まで曲げるものとする。

表4-1 NS形及びGX形の許容曲げ角度（漏洩なく曲がり得る限界の1/2）

口径 (mm)	NS形			GX形				
	許容 曲げ 角度	直管1本当たり 許容偏位 (cm)			許容 曲げ 角度	直管1本当たり 許容偏位 (cm)		
		管長4m	管長5m	管長6m		管長4m	管長5m	管長6m
75	2° 00'	14	-	-	2° 00'	14	-	-
100	2° 00'	14	-	-	2° 00'	14	-	-
150	2° 00'	-	17	-	2° 00'	-	17	-
200	2° 00'	-	17	-	2° 00'	-	17	-
250	2° 00'	-	17	-	2° 00'	-	17	-
300	1° 30'	-	-	16	2° 00'	-	-	21
350	1° 30'	-	-	16	-	-	-	-
400	1° 30'	-	-	16	2° 00'	-	-	21
450	1° 30'	-	-	16	-	-	-	-
500	1° 40'	-	-	17	-	-	-	-
600	1° 25'	-	-	15	-	-	-	-
700	1° 15'	-	-	13	-	-	-	-
800	1° 05'	-	-	11	-	-	-	-
900	1° 00'	-	-	10	-	-	-	-
1000	0° 55'	-	-	10	-	-	-	-

新旧対照表

表4-2 S50形の許容曲げ角度

口径(mm)	許容曲げ角度	直管1本当たり許容偏位 (cm)
50	4° 00'	28

※漏洩なく曲がり得る限界とは、ダクトイル鋳鉄管の継手が地震時に曲がり得る最大屈曲角度であり、継手形式や管口径により異なるが、NS形（φ75～250mm）GX形（φ75～450mm）、S50形については8°とされている。

主な耐震継手の用途及び性能

接合形式	呼び径	一般的な用途	離脱防止力 (kN)	伸縮量 (mm)	地震時等最大屈曲角度	JDPA規格制定年
S形	1100～2600	開削工法	3D	±L/100	3° 40' ~ 7°	1979年
US形	800～2600	シールド内配管等非開削工法	3D	+L/100	1° 50' ~ 4° 20'	1984年
NS形	75～450 500～1000	開削工法	3D	±L/100	6° ~ 8°	1995年 2005年
PN形	300～1500	PIP工法等非開削工法	3D	+L/100	2° 30' ~ 8° 50'	2005年
GX形	75～400	開削工法	3D	±L/100	8°	2010年
S50	50	開削工法	3D	±L/100	8°	2013年
NS形(E種)	75～150	開削工法	3D	±L/100	8°	2015年

表4-2 S50形の許容曲げ角度

口径(mm)	許容曲げ角度	直管1本当たり許容偏位 (cm)
50	2° 00'	14

新旧対照表

表4-3 K形及びU形の許容曲げ角度（漏洩なく曲がり得る限界の1/2）

口径 (mm)	K形				U形			
	許容 曲げ 角度	直管1本当たり 許容偏位 (cm)			許容 曲げ 角度	直管1本当たり 許容偏位 (cm)		
		管長4m	管長5m	管長6m		管長4m	管長5m	管長6m
75	5° 00'	35	-	-	-	-	-	-
100	5° 00'	35	-	-	-	-	-	-
150	5° 00'	-	44	-	-	-	-	-
200	5° 00'	-	44	-	-	-	-	-
250	4° 10'	-	36	-	-	-	-	-
300	5° 00'	-	-	52	-	-	-	-
350	4° 50'	-	-	50	-	-	-	-
400	4° 10'	-	-	43	-	-	-	-
450	3° 50'	-	-	40	-	-	-	-
500	3° 20'	-	-	35	-	-	-	-
600	2° 50'	-	-	29	-	-	-	-
700	2° 30'	-	-	26	-	-	-	-
800	2° 10'	-	-	22	2° 10'	15	-	22
900	2° 00'	-	-	21	2° 00'	14	-	21
1000	1° 50'	-	-	19	1° 50'	13	-	19
1100	1° 40'	-	-	17	1° 40'	11	-	17
1200	1° 30'	-	-	15	1° 30'	10	-	15
1350	1° 20'	-	-	14	1° 30'	10	-	15
1500	1° 10'	-	-	12	1° 30'	10	-	15

表4-3 K形及びU形の許容曲げ角度（漏洩なく曲がり得る限界の1/2）

口径 (mm)	K形				U形			
	許容 曲げ 角度	直管1本当たり 許容偏位 (cm)			許容 曲げ 角度	直管1本当たり 許容偏位 (cm)		
		管長4m	管長5m	管長6m		管長4m	管長5m	管長6m
75	2° 30'	17	-	-	-	-	-	-
100	2° 30'	17	-	-	-	-	-	-
150	2° 30'	-	22	-	-	-	-	-
200	2° 30'	-	22	-	-	-	-	-
250	2° 05'	-	18	-	-	-	-	-
300	2° 30'	-	-	26	-	-	-	-
350	2° 25'	-	-	25	-	-	-	-
400	2° 05'	-	-	22	-	-	-	-
450	1° 55'	-	-	20	-	-	-	-
500	1° 40'	-	-	17	-	-	-	-
600	1° 25'	-	-	15	-	-	-	-
700	1° 15'	-	-	13	-	-	-	-
800	1° 05'	-	-	11	1° 05'	-	-	11
900	1° 00'	-	-	10	1° 00'	-	-	10
1000	0° 55'	-	-	10	0° 55'	-	-	10
1100	0° 50'	-	-	9	0° 50'	-	-	9
1200	0° 45'	-	-	8	0° 45'	-	-	8
1350	0° 40'	-	-	7	0° 45'	-	-	8
1500	0° 35'	-	-	6	0° 45'	-	-	8

新旧対照表

4-3-12 管の明示工

1. 受注者は、口径50mm以上の地下埋設管については、管明示テープを設置しなければならない。設置については、設計図書によるほか次による。
 - 1) 管明示テープは、ビニルテープ幅50mm、青色とし、「福島市上下水道局」及び施工年度（西暦）の白文字入りとする。
 - 2) 管明示テープは、管の上部に正確に貼りつけなければならない。
2. 受注者は、地下埋設管については、道路工事等において管の存在を知らせ管の破損防止のため、埋設管標示シートを設置しなければならない。設置については、設計図書によるほか、次による。
 - 1) 埋設管標示シートは、ビニルシート（シングル）幅150mm、青色とし、「水道管注意 福島市上下水道局の立会を求めて下さい。」の白文字入りとする。
 - 2) 埋設管標示シートは、新設管及び工事で露出した既設管の上部に、連続して敷き込み、埋設深は管上20cmとする。(※)
また、舗装復旧にて掘削する深度には管標示シートを埋設しないこと。
※管上20cmに埋設することで、掘削の際に管の埋設深を特定する目安となり、機械掘削による管の破損を防止することを目的とする。

4-3-12 管の明示工

1. 受注者は、口径50mm以上の地下埋設管については、管明示テープを設置しなければならない。設置については、設計図書によるほか、次によるものとする。
 - (1) 管明示テープは、ビニルテープ幅50mm、青色とし、「福島市水道局」及び施工年度（西暦）の白文字入りとする。
 - (2) 管明示テープは、管の上部に正確に貼りつけなければならない。
2. 受注者は、地下埋設管については、道路工事等において管の存在を知らせ管の破損防止のため、埋設管標示シートを設置しなければならない。設置については、設計図書によるほか、次によるものとする。
 - (1) 埋設管標示シートは、ビニルシート（シングル）幅150mm、青色とし、「水道管注意 福島市水道局の立会を求めて下さい。」の白文字入りとする。
 - (2) 埋設管標示シートは、新設管及び工事で露出した既設管の上部に、連続して敷き込むものとする。また、埋設深は40cmとする。ただし、舗装構成により埋設深度が深くなる場合は、監督員と協議のうえ埋設位置を決定する。

<h2 style="text-align: center;">竣工図作成の手引き</h2>	<h2 style="text-align: center;">竣工図作成手引き</h2>
<p>1. 目的 この手引きは、地下埋設情報をより正確に把握し、水道管管理図面の追加修正及び施設の維持管理業務を円滑に進めるため、工事竣工図（以下、竣工図という。）及び弁栓類台帳の作成について電子媒体による提出を基本とし、統一した基準を定めるものである。</p> <p>2. 適用 この手引きは、送水管及び配水管布設工事等の受注者が提出する竣工図及び弁栓類台帳の作成に適用する。なお、これに定めのない事項は、監督員の指示による。</p> <p>3. 提出</p> <p>1) 工事目的物引渡書と合わせて監督員に提出しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 竣工図 電子データ CD 2枚（配水課・給水課各1枚）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 弁栓類台帳 電子データ CD 1枚（配水課）</p> <p>2) 電子データの作成 竣工図の保存形式は、「DXF」「JWW」「SFC」及び「PDF」とする。 上記以外のファイル形式及びCADを保有していない場合は、原図A1、A3各2部の提出で対応する。 弁栓類台帳の保存形式は、「xlsx」「PDF」とする。</p> <p>3) 電子データ（CD）のラベル表面の記載方法 別紙「電子媒体等のラベル表記」による。</p>	<p>1. 目的 この手引きは、地下埋設情報をより正確に把握し、水道管管理図面の追加修正及び施設の維持管理業務を円滑に進めるため、工事竣工図（以下、竣工図という。）及び弁栓類台帳の作成について電子媒体による提出を基本とし、統一した基準を定めるものである。</p> <p>2. 適用 この手引きは、送水管及び配水管布設工事等の受注者が提出する竣工図及び弁栓類台帳の作成に適用するものとする。なお、これに定めのない事項は、監督員の指示によるものとする。</p> <p>3. 提出</p> <p>(1) 工事目的物引渡書と合わせて監督員に提出しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 竣工図 電子データ CD 2枚（配水課・給水課各1枚） 出力図 A3（紙） 2部（配水課・給水課各1枚）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 弁栓類台帳 電子データ CD 1枚（配水課）</p> <p>(2) 電子データの作成 竣工図の保存形式は、「DXF」「JWW」「SFC」「PDF」とする。 上記以外のファイル形式及びCADを保有していない場合は、原図A1、A3各2部の提出で対応するものとする。 弁栓類台帳の保存形式は、「xlsx」「PDF」とする。</p> <p>(3) 電子データ（CD）のラベル表面の記載方法 別紙「電子媒体等のラベル表記」によるものとする。</p>

新旧対照表

各 種 様 式	各 種 様 式
<p>提出書類の様式については、この様式集によるが、記載内容が網羅されている場合は任意の様式を使用することができる。ただし、福島市上下水道局の規程・要綱等に定められている様式については、定められた様式を使用する。</p> <p>○印のある様式については、受注者の押印を不要とする。「印」等の記載がある様式において、押印しない場合は「印」等の記載、押印欄を削除すること。ただし、未削除であっても受理する。</p> <p>なお、文書の改ざん防止・真正性確保のための押印は任意とし、押印しないことを強制するものではない。</p> <p>また、福島市上下水道局に定めのない様式については、福島市、福島県、国土交通省様式での提出を可とする。</p> <p>なお、福島市・福島県・国土交通省の様式で提出する場合は、あて先等を福島市上下水道局仕様に修正すること。</p> <p>各種様式における年月日については、和暦表記とする。</p>	<p>提出書類の様式については、この様式集によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は任意の様式を使用することができる。ただし、福島市水道局の規程・要綱等に定められている様式については、定められた様式を使用するものとする。</p> <p>○印のある様式については、受注者の押印を不要とする。「印」等の記載がある様式において、押印しない場合は「印」等の記載、押印欄を削除すること。ただし、未削除であっても受理する。</p> <p>なお、文書の改ざん防止・真正性確保のための押印は任意とし、押印しないことを強制するものではない。</p> <p>また、福島市水道局に定めのない様式については、福島市、福島県、国土交通省様式での提出を可とする。</p> <p>なお、福島市・福島県・国土交通省の様式で提出する場合は、あて先等を福島市水道局仕様に修正すること。</p> <p>各種様式における年月日については、和暦表記とする。</p>

新旧対照表

提出書類関係一覧

様式	約款	提出書類(様式名)	提出先	提出時期	関係条文
1	3条	工事費内訳書	契約担当課	契約締結後14日以内	
2	3条	工事工程表	契約担当課	契約締結後14日以内	
	4条	保険証券	契約担当課	履行保証保険契約締結後直ちに	
	7条	下請負関係者一覧表	監督員	下請工事契約締結後	元11条
	7条	下請工事契約時チェックリスト	監督員	下請工事契約締結後	元11条
	7条	下請負報告書	監督員	竣工検査合格後2ヶ月以内	元12条
	7条	下請工事完了後チェックリスト	監督員	竣工検査合格後2ヶ月以内	元12条
	7条	理由書	—	下請負人として選定しようとする時	元4条
	7条	施工体制台帳	監督員	下請工事契約締結後	元11条
	7条	下請負人に関する事項	監督員	下請工事契約締結後	元11条
	7条	施工体系図	監督員	下請工事契約締結後	元11条
	7条	工事担当技術者台帳	監督員	下請工事契約締結後	元11条
	7条	再下請負通知書	監督員	下請工事契約締結後	元13条
3		建設業退職金共済組合掛金収納書	契約担当課	契約締結後1ヶ月以内	県仕1-1-47
4	9条	監督員通知書	—	—	
	9条	工事打合せ簿	監督員	その都度	監4条の2
	9条	工事確認書	監督員	その都度	監9条
5	10条	現場代理人及び主任技術者等通知書	契約担当課	工事着手の前日まで	
6	10条	経歴書	契約担当課	工事着手の前日まで	
7	10条	実務経験に基づく主任技術者資格証明書	契約担当課	工事着手の前日まで	
8		現場代理人兼任届	契約担当課	工事着手の前日まで	
9	11条	工事履行報告書	監督員	契約図書記載時期又は請求後直ちに	
	13条	工事材料検査申請書	監督員	使用前	監10条
	15条	貸与品借用書	監督員	備品貸与を受ける時	監21条
	15条	支給品受領書	監督員	材料支給を受ける時	監21条
	15条	支給品清算書	監督員	支給材料の精算をする時	監21条

提出書類関係一覧

様式	約款	提出書類(様式名)	提出先	提出時期	関係条文
1	3条	工事費内訳書	契約担当課	契約締結後14日以内	
2	3条	工事工程表	契約担当課	契約締結後14日以内	
	4条	保険証券	契約担当課	履行保証保険契約締結後直ちに	
	7条	下請負関係者一覧表	監督員	下請工事契約締結後	元11条
	7条	下請工事契約時チェックリスト	監督員	下請工事契約締結後	元11条
	7条	下請負報告書	監督員	竣工検査合格後2ヶ月以内	元12条
	7条	下請工事完了後チェックリスト	監督員	竣工検査合格後2ヶ月以内	元12条
	7条	理由書	—	下請負人として選定しようとする時	元4条
	7条	施工体制台帳	監督員	下請工事契約締結後	元11条
	7条	下請負人に関する事項	監督員	下請工事契約締結後	元11条
	7条	施工体系図	監督員	下請工事契約締結後	元11条
	7条	工事担当技術者台帳	監督員	下請工事契約締結後	元11条
	7条	再下請負通知書	監督員	下請工事契約締結後	元13条
3		建設業退職金共済組合掛金収納書	契約担当課	契約締結後1ヶ月以内	県仕1-1-47
4	9条	監督員通知書	—	—	
	9条	工事打合せ簿	監督員	その都度	監4条の2
	9条	工事確認書	監督員	その都度	監9条
5	10条	現場代理人及び主任技術者等通知書	契約担当課	工事着手の前日まで	
6	10条	経歴書	契約担当課	工事着手の前日まで	
7	10条	実務経験に基づく主任技術者資格証明書	契約担当課	工事着手の前日まで	
8		現場代理人兼任届	契約担当課	工事着手の前日まで	
9	11条	工事履行報告書	監督員	契約図書記載時期又は請求後直ちに	
	13条	工事材料検査申請書	監督員	使用前	監10条
10	14条	工事写真	監督員	請求後7日以内	
	15条	貸与品借用書	監督員	備品貸与を受ける時	監21条
	15条	支給品受領書	監督員	材料支給を受ける時	監21条
	15条	支給品清算書	監督員	支給材料の精算をする時	監21条

新旧対照表

様式	約款	提出書類(様式名)	提出先	提出時期	関係 条文
	15条	貸与品返納書	監督員	備品の返還をする時	監 21条
10	20条	工事の一時(一部)中止について	受注者	工事を一時中止する必要がある場合	
11	22条	工期延期申請書	監督員	工期延長を請求する時	
	28・29条	事故等発生報告書	監督員	発生したとき直ちに	監 18条
	28・29条	事故等報告書	上下水道総務課長	速やかに	監 18条
	32条	工事完成届	監督員	工事完成後延滞なく	監 20条
	32条	工事目的物引渡書	監督員	竣工または一部竣工検査合格後	監 20条の5
	33条	請求書	監督員	竣工検査合格後	
12	35条	前金払請求書	監督員	前金払いを請求する時	
	35条	保証証書(前金払い)	監督員	前金払いを請求する時	
	38条	既済部分検査請求書	監督員	部分払いを請求する時	監 19条の4
13		建設リサイクル法第12条説明書	契約担当課	契約締結後14日以内	リ 12条
14		建設リサイクル法第13条に基づく書面	契約担当課	契約締結後14日以内	リ 13条
15		下検査記録書	検査員	工事完成後延滞なく	監 20条
16	34条	部分使用承諾書	監督員	工事目的物の一部を使用する場合	監 19条の3

※関係条文欄

- 元：福島市上下水道局元請・下請関係適正化指導要綱
- 監：福島市上下水道局請負工事監督規程
- リ：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 仕：福島市上下水道局水道工事共通仕様書
- 県仕：福島県共通仕様書

様式	約款	提出書類(様式名)	提出先	提出時期	関係 条文
	15条	貸与品返納書	監督員	備品の返還をする時	監 21条
11	22条	工期延期申請書	監督員	工期延長を請求する時	
	28・29条	事故等発生報告書	監督員	発生したとき直ちに	監 18条
	28・29条	事故等報告書	水道総務課長	速やかに	監 18条
	32条	工事完成届	監督員	工事完成後延滞なく	監 20条
	32条	工事目的物引渡書	監督員	竣工または一部竣工検査合格後	監 20条の5
	33条	請求書	監督員	竣工検査合格後	
12	35条	前金払請求書	監督員	前金払いを請求する時	
	35条	保証証書(前金払い)	監督員	前金払いを請求する時	
	38条	既済部分検査請求書	監督員	部分払いを請求する時	監 19条
14		建設リサイクル法第12条説明書	契約担当課	契約締結後14日以内	リ 12条
15		建設リサイクル法第13条に基づく書面	契約担当課	契約締結後14日以内	リ 13条

※関係条文欄

- 元：福島市水道局元請・下請関係適正化指導要綱
- 監：福島市水道局請負工事監督規程
- リ：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 仕：福島市水道局水道工事共通仕様書
- 県仕：福島県共通仕様書

新旧対照表

その他提出書類一覧表				その他提出書類一覧表			
様式	提出書類(様式名)	関係条文	摘要	様式	提出書類(様式名)	関係条文	摘要
17	着工届	仕 1-1-47		13	着工届	仕 1-1-47	
	施工計画書	仕 1-1-7			施工計画書	仕 1-1-7	
	現場発生品調書	監 14 条の 2		16	工事週報	仕 1-1-31	
18	社内検査記録	仕 1-1-25			現場発生品調書	監 14 条の 2	
19	配管工届	仕 4-1-2		17	社内検査記録	仕 1-1-25	
20 ~ 37	継手チェックシート	仕 4-4-3 ~ 仕 4-4-7	ダクタイル鑄鉄管口径 400 mm以上 (NS 形、GX 形は全口径提出)	18	配管工届	仕 4-1-2	
38	水圧試験報告書	仕 4-9-1		19 ~ 25	継手チェックシート	仕 4-4-3 ~ 仕 4-4-7	ダクタイル鑄鉄管口径 400 mm以上 (NS 形、GX 形は全口径提出)
39	水質試験報告書	仕 5-1-7		26	水圧試験報告書	仕 4-9-1	
	溶接工届	仕 4-5-1	配管工届に準ずる	27	水質試験報告書	仕 5-1-7	
	X線透過試験成績表	仕 4-9-2			溶接工届	仕 4-5-1	配管工届に準ずる
	超音波試験記録	仕 4-9-3			X線透過試験成績表	仕 4-9-2	
40	水張試験報告書	仕 5-1-6			超音波試験記録	仕 4-9-3	
41	消毒経過報告書			28	水張試験報告書	仕 5-1-6	
	建設産業廃棄物処分結果報告書	監 17 条		29	消毒経過報告書		
県	骨材試験成績一覧表		保護砂、埋戻し用碎石	県	骨材試験成績一覧表		保護砂、埋戻し用碎石
県	骨材試験成績一覧表		路盤材	県	骨材試験成績一覧表		路盤材
県	修正 C B R 試験		埋戻し用碎石、路盤材	県	修正 C B R 試験		埋戻し用碎石、路盤材
県	現場密度測定試験		上層路盤工	県	現場密度測定試験		上層路盤工
県	骨材試験成績一覧表		アスファルト舗装用骨材	県	骨材試験成績一覧表		アスファルト舗装用骨材
県	アスファルト抽出試験		瀝青材料の品質証明書	県	アスファルト抽出試験		瀝青材料の品質証明書
県	アスファルト混合物密度試験		//	県	アスファルト混合物密度試験		//
県	マーシャル試験結果表			県	マーシャル試験結果表		
県	混合物の理論最大密度			県	混合物の理論最大密度		
県	設計アスファルト量の決定			県	設計アスファルト量の決定		
県	アスファルト合材検温			県	アスファルト合材検温		
県	舗設時検温		舗装施工時	県	舗設時検温		舗装施工時
県	コア採取試験結果表			県	コア採取試験結果表		
県	道路舗装カード		国、県道の復旧	県	道路舗装カード		国、県道の復旧
県	レミキストコンクリート配合報告書				建設産業廃棄物処分結果報告書	監 17 条	
県	骨材試験成績一覧表		セメントコンクリート用骨材	県	レミキストコンクリート配合報告書		
県	セメントコンクリート配合計算書			県	骨材試験成績一覧表		セメントコンクリート用骨材
県	スランプ空気量試験			県	セメントコンクリート配合計算書		

新旧对照表